

合い ともに創るまち すみだ



基本目標4

地域に根ざした計画を推進するまち すみだ

課題(1) 区の計画を着実に進めます

施策の方向

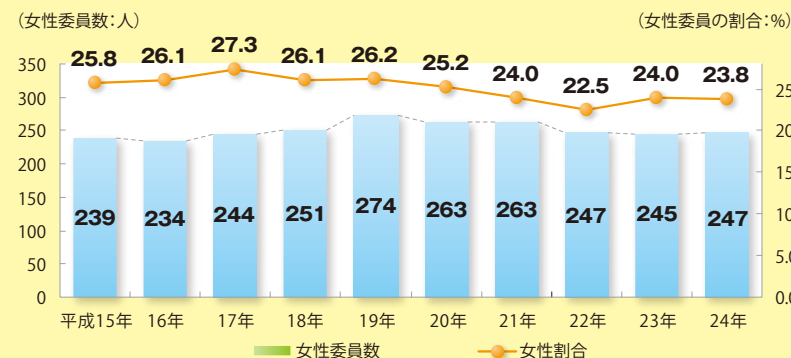
- ① 庁内の男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ女性センターの機能充実・活動強化
- ③ 男女共同参画推進のための庁内進行管理

課題(2) 皆さんと協力して計画を推進していきます

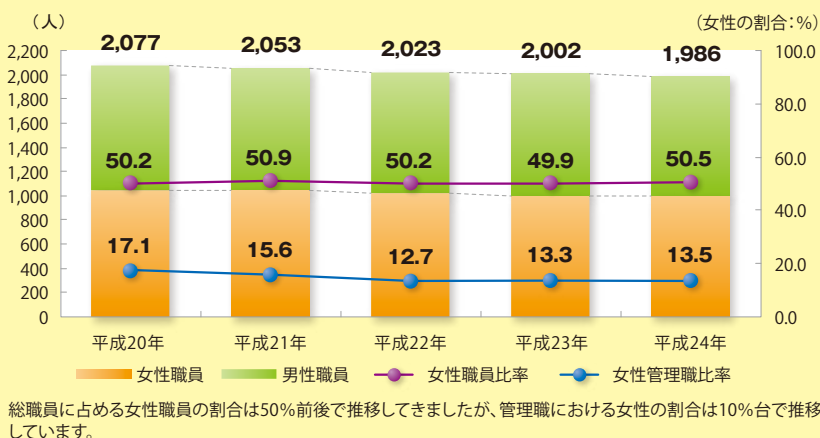
施策の方向

- ① 民間団体、企業との積極的な連携
- ② 国・都等との連携強化

●墨田区の審議会等委員における女性の割合の推移



●墨田区職員及び管理職における女性の割合の推移



条例第3条 基本理念

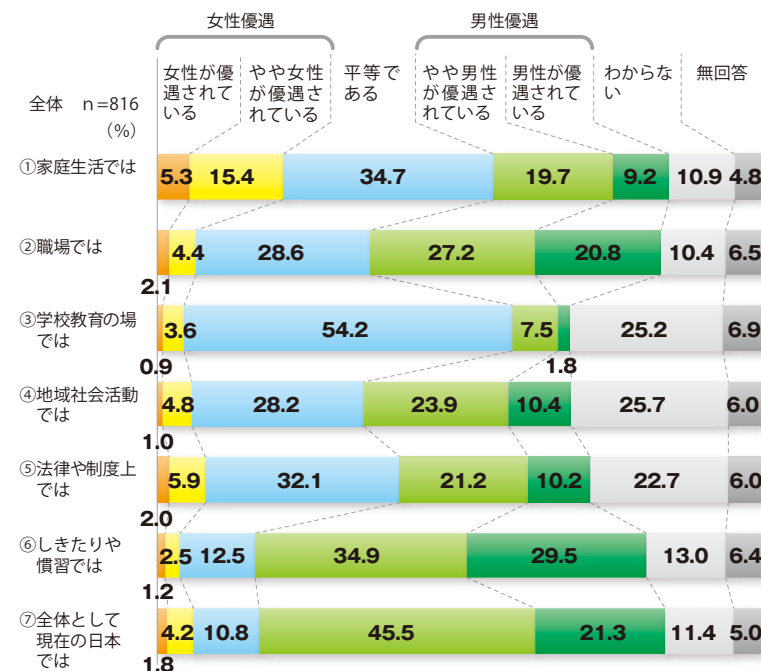
- 1.すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2.すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3.性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4.性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5.学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

墨田区男女共同参画推進アンケート調査から



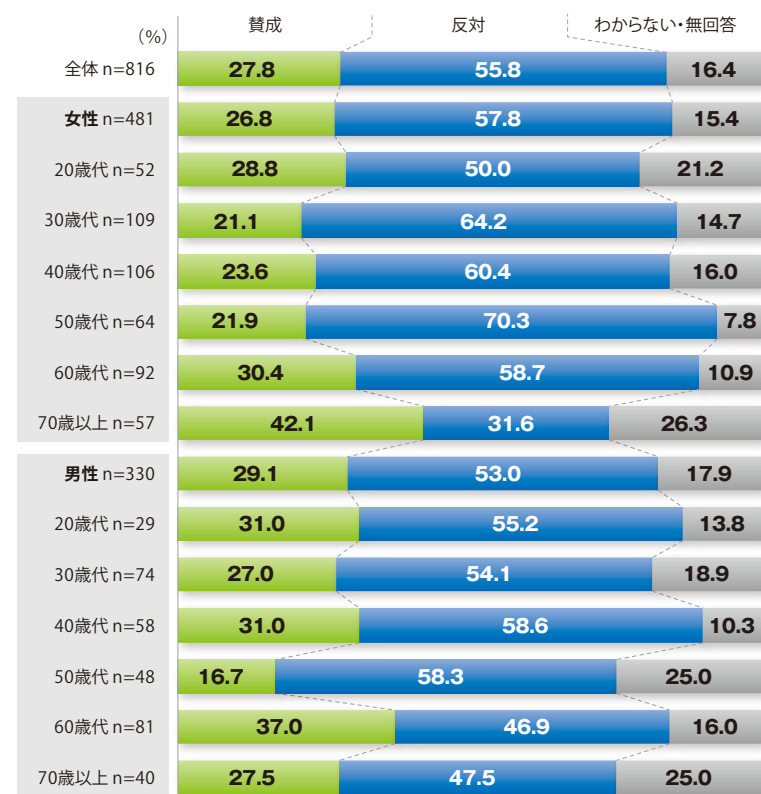
平成24年6月～7月に満20歳以上80歳未満の区民男女2,000人を対象に行いました(有効回収率40.8%)

●各分野における男女の地位の平等感



「平等」と回答する区民は③学校教育の場では54.2%となりましたが、⑦全体として現在の日本、⑥しきたりや慣習、②職場では「男性優遇」が「平等」、「女性優遇」を大きく上回りました。

●性・年齢別の性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」)



男女ともに「反対」が半数を超え「賛成」を大きく上回るものの、結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても「賛成」と答える区民が20～30%台となっています。

墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

墨田区吾妻橋1-23-20 電話 03-5608-1111(代表)

平成26年3月発行

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ 墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)

ふれあい 協力 学び

すみだ

概要版(平成26年度～30年度)

すみだの 男女共同参画 社会の実現

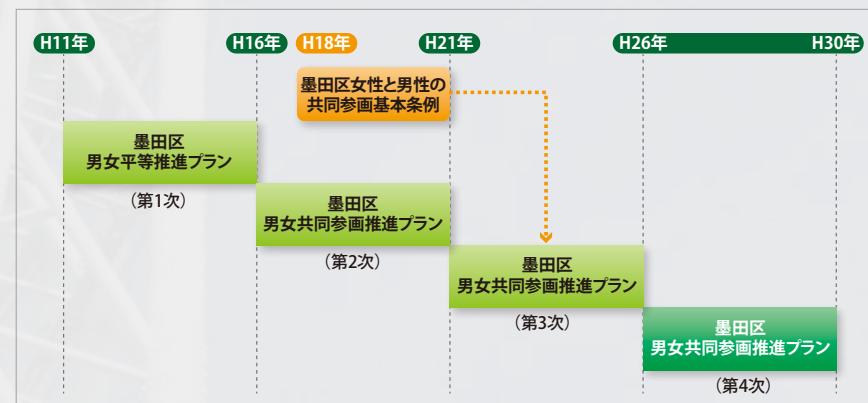
性別により差別されることなく、地域の中で、
お互いの人権を尊重し、女性と男性が
共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現

計画の目的

平成18年4月に施行した「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものです。

計画の期間

平成26(2014)年度～平成30(2018)年度の5年間



改定の視点

- 区民の生活に身近な男女共同参画の推進であること
- 女性の地位と活躍を重視し、その名称を「男女」ではなく、「女性と男性」としている条例の精神を十分に表現すること
- 墨田区の地域性を踏まえること
- 骨太で、かつシンプルな施策体系であること
- 墨田区男女共同参画推進プラン(第3次)の検証を踏まえること
- 推進状況が評価しやすいこと